

## 快適トイレの導入に関する試行要領

### 1 目的

本試行要領は、誰でも働きやすい現場環境の整備を目的とし、快適トイレの整備に必要な仕様・費用の計上等について定めたものである。

### 2 対象工事

対象工事は大分県農林水産部（各振興局等）が所管する工事とし、対象工事は特記仕様書に明示する。

(特記仕様書記載例)

#### 第〇〇条 快適トイレの整備に関する試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について監督員と協議し、実施の可否を決定し、受注者から提出された資料によりその内容を確認できた場合に、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

##### (1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

##### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

##### 【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- ツ 付属品等の木質化 ※治山林道関係事業が該当

##### (2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～サの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督員と協議の上、本項の対象外とする。

※試行要領は、大分県ホームページ内

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/kaiteki.html>) に掲載している。

### 3 実施の方法

受注者は本試行要領の内容を適用する場合は、指示・承諾・協議書を提出し、受発注者間協議により実施の可否を決定する。

### 4 快適トイレの仕様

(1) 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。

(2) トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

#### 【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
- ツ 付属品等の木質化 ※治山林道関係事業が該当

(3) 当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。

(4) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用するものとする。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの使用を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。

(5) 監督員は、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」について、内容が確認で

きる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

#### 5 快適トイレの計上費用

(1) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000 円／基・月が上限)

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円（従来品）を除いた額。

(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

(3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。

(4) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積み上げ計上しない。

#### 【具体的な計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）

計上する費用：51,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）

計上する費用：30,000 円／基・月

③実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 100,000 円／基・月（積算上の差額 90,000 円）

計上する費用：90,000 円／基・月

④実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 200,000 円／基・月（積算上の差額 190,000 円）

計上する費用：102,000 円／基・月

#### 附則（令和3年7月19日）

令和3年7月19日以降に起案する工事に適用する。

令和5年2月21日以降に起案する工事に適用する。

## 快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。